

しんあい相談支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛会が開設するしんあい相談支援センター（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく特定相談支援事業・障害児相談支援事業・一般相談支援事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、事業を利用する障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者等から総合的かつ効果的に提供されるよう、相談支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 しんあい相談支援センター

(2) 所在地 川越市中台南2-17-15

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の相談支援専門員及び相談員、その他の従業者の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2) 相談支援専門員 1名以上

(1名は管理者が兼務)

相談支援専門員は、利用者の生活全般にかかる相談支援、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行う他、地域移行支援・地域定着支援を担当する者への助言等を行う責任者としての業務を行う。

(3) 地域移行支援・地域定着支援を担当する者 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 年中無休
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時までとする。
(地域定着支援の対象者に限りサービス提供時間外は緊急用電話での対応とする。)

(相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児(18歳未満の身体障害児、知的障害児)
- (4) 精神障害者(18歳未満の精神障害者を含む)
- (5) 厚生労働大臣が定める難病患者等

(指定特定相談支援・指定障害児相談支援・指定一般相談支援の内容)

第7条 事業所が行う事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
障害者(児)等からの基本的な相談
- (2) 計画相談支援
 - ①サービス利用支援(サービス等利用計画の作成等)
 - ②継続サービス利用支援(モニタリング等)
- (3) 障害児相談支援
 - ①障害児支援利用計画の作成
 - ②モニタリングの実施
- (4) 地域移行支援
 - ①地域移行支援計画の作成
 - ②入所施設や精神病院の訪問による相談
 - ③地域移行のための障害福祉サービス事業所等への動向支援 等
- (5) 地域定着支援
 - ①地域定着支援台帳の作成
 - ②常時の連絡体制の確保
 - ③緊急の事態等の支援 等
- (6) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜、その他の必要な援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 相談支援を提供した際に受領する費用は、厚生労働大臣が定める基準により、各市町村から代理受領するものとする。

2 前項の支払いを受けた場合は、当該費用に係る受領書を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川越市の全域とする。

(緊急時等の対応)

第10条 相談支援専門員及び相談員は、現に相談支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する

等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した相談支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、苦情を受付ける窓口を設置し必要な手順を定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 相談支援専門員及び相談員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止委員会の年1回以上の開催

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員及び相談員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員及び相談員の資質向上を図るために研修の機会を確保するものとする。

- 2 相談支援専門員及び相談員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、相談支援専門員及び相談員であった者が事業所の相談支援専門員及び相談員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人親愛会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日一部改正（相談員の追加）
- 3 平成24年4月1日一部改正（法改正による事業名称、事業内容の変更他）
- 4 平成25年4月1日一部改正（法律名の変更、相談支援専門員の員数の変更）
- 5 平成25年12月24日一部改正（主たる対象者の追加）ただし、平成25年4月1日に遡って施行する。
- 6 平成25年11月1日一部改正（相談支援専門員の員数の変更）
- 7 平成26年4月1日一部改正（相談員の員数の変更）
- 8 平成27年4月1日一部改正（町名地番変更に伴う所在地の変更、相談支援専門員の員数の変更）
- 9 平成28年4月1日一部改正（相談支援専門員の員数の変更）
- 10 平成29年5月26日一部改正（相談支援専門員の員数の変更）
- 11 平成31年4月1日一部改正（相談支援専門員及び相談員の員数の変更）
- 12 令和2年4月1日一部改正（相談支援専門員及び相談員の員数の変更、営業日の

変更)

13 令和4年4月1日一部改正（虐待防止委員会の規定の追加）